

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
1	募集要項にある基本協定書(案) はひな形という取扱いでよいのか。 また、1大学が複数の事業を採択された場合に、協定書は別個作成するのか。	募集要項に掲載している基本協定書(案) はあくまでひな形になります。提案事業の内容によって、協定書の加筆修正等が必要になる場合には、提案事業が採択された後に、都と各大学で個別に調整することになります。 また、1大学から複数の事業が採択された場合には、原則的に各事業ごとに基本協定書を締結することとなりますが、詳細については、事業が採択された後で個別に調整することになります。
2	予算上の取扱いは、「委託料」となるのか、それとも「補助金」となるのか。それによって、事務作業量が変わってくるので教えて欲しい。	採択された提案事業については、都と各大学とで協働実施のための協定書を締結し、事業実施をすることになります。各大学の支援経費については、協定書に基づき原則負担金として支出しますが、事業内容によって他の方法が適切な場合には、個別に協議をして決定します。
3	事前相談を経ずに、提案事業の申込を行う事は可能なのか。	可能です。
4	提案企画書(様式4) は、どのくらい詳細にしなければならないのか。 その場合、当該様式にどのように記述していけばいいのか。	提案企画書(様式4) について、研究を十分に知らない方でも、事業の趣旨や連携事業・研究調査等の実施内容等が分かるように記載してください。なお、10枚以内の枚数制限がありますので、ご注意ください。
5	提案企画書(様式4) と提案書概要(様式6) の関連性を教えて欲しい。 上記質問と重複するが、両方とも概要を記入するならば、同じ内容になってしまう。明確に差別化するのであれば、書き方の住み分けを教えてください。	応募された提案事業については、有識者等による審査を踏まえて一定程度に絞り込み、都民によるインターネット等を活用した投票を行う予定です。提案書概要については、都民による投票の際に、HP上に参考資料として掲載する予定であり、それを踏まえて資料を作成してください。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
6	事業費について「この事業全体の総額〇円（うち、都の支援対象の金額△円）」とあるが、この〇の金額と△の金額が同額でも構わないか。	総事業費のうち、研究調査、連携調整の経費については、総額と、都から大学への支援経費を同額とする（全額を都の支援額とする）ことが可能です。 なお、総事業費については、都との連携事業に係る経費（都から大学への支援経費とはカウントしない）が含まれるため、総事業費と、都から大学への支援経費は同額とはなりません。
7	大学からの推薦は、学部長名となるのか学部名となるのか教えて欲しい。	各大学によって、推薦の方法は様々であると考えられるため、貴学でご判断ください。
8	同一の大学から複数の提案をすることは可能なのか。	一人の提案者が応募できる件数は1件までですが、同一の大学から複数の提案をいただくことは可能です。
9	複数の大学が共同提案をする場合、両大学から推薦状を取る必要があるのか。	代表となる研究者をお決めいただき、その方が所属する大学から推薦を受けてください。仮に提案事業が採択された場合、協定書の締結もその大学と都が締結をすることになります。
10	複数の大学で実施している共同研究を提案したいのだが、連携している大学の所在地が都外である。応募は可能か。	代表となる研究者の所属する大学が、都内に本部が所在する大学であれば、連携している研究者の所属する大学の所在地は都外でも応募可能です。
11	キャンパスが複数に点在しており、一部は都外に設けているのであるが、その学部から申込を行うことは可能か。	都内に本部が所在する大学であれば可能です。
12	事前相談について、財務局主計部財政課にメール送付をして、提案内容に応じた所管部署を紹介いただけることとなっているが、連絡をして、所管部署の紹介まで概ねどれくらいの期間を想定しているか。	事前相談シートを受け付けた後、所管部署からご提案者まで1週間を目途にご連絡します。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
13	事前相談は、必要に応じて実施可能という規定だが、例えば、提案事業に関連すると思われる部署に、直接ご連絡して相談することは、可能か。	事前相談については、財務局主計部財政課で受け付けます。その後、事業局と事前相談を一度されたものについては、次回以降事業局にご連絡いただくことが可能です。
14	提案者の資格は、学校教育法に基づき設置された、都内に本部が在学する「大学」と規定されており、共同提案者においても「様式3」等で「所属大学部署・研究室等」と記載されていますが、「大学」の研究者以外の対象者は想定されていないのか。	本制度の趣旨は、都が研究者・大学と連携・協働して事業を創出し、より良い都政を実現することであることから、大学研究者の方からご提案を受け付けます。従って、共同提案者についても、大学に所属する研究者の方となります。
15	提案書概要【様式6】の記載は、提案者や所属大学の具体的な名称は記載しないとあるが、間接的な特定が可能な記載は構わないという理解でよいか。 例) ①実施計画上、記載が必要な「共同提案者」「他の関係団体(企業)」につき、相手方がHP上での公開を構わないという意思確認がある場合 ②事業の背景として、これまでの研究実績、研究テーマを記載することで、研究者の特定が可能になる場合 ③研究の強みが大学(研究室)保有の設備となり、設備、研究方法を記載することで大学の推測がつく場合	提案書概要は、都民によるインターネット投票の際に活用させていただく予定ですが、投票への影響を防ぐ観点から、間接的な類推も含めて研究者や所属大学が分かるような記載をしないこととしています。
16	複数の研究者から提案があった場合、提案があったものについては全て推薦ができるということでしょうか。	大学として推薦できると判断されるものであれば、推薦が可能です。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
17	他大学や事業、自治体等学外との連携、共同研究は可能か。 (学外との連携が可能でも、条件等もありましたらあわせてご教示ください)	複数の大学による共同提案は可能で、また共同提案者の所属する大学の所在地は問いません。 一方、学外の事業者や国・自治体から研究に対する資金提供を受ける場合など、都の行政課題の解決に制約を受ける研究調査に対しては、都から支援を行うことはできません。
18	申請金額は原則全額承認されるのか、またははじめから圧縮されることが想定されるのか。	実施に向けた都と研究者・大学との協議の過程で、必要に応じて修正を加えることがあります。また都が実施する連携事業の経費については、連携事業の実施の前年度に、事業費について都と研究者・大学で協議をして予算案に反映をさせていただきます。
19	何件程度採択予定なのか。	採択件数については未定ですが、3か年の事業費として10億円程度を目途に、提案事業を採択する予定です。
20	申請内容が複数の分野にわたる場合、そのうちの1つの分野への申請になるのか。	提案事業の内容に最もかなうと判断される分野を1つ選択してください。
21	科研費等競争的資金で既に採択されている課題と同内容での事業申請は可能か。	国、地方公共団体、独立行政法人等から研究を目的とした資金を受ける研究調査に対しては、都から支援を行うことはできません。 調査研究を実施せず、初年度より連携事業を実施する内容でご提案をいただくことは可能です。
22	申請事業に下限額はあるか。	下限額はありません。
23	都民による投票の「都民」の定義とは何か。	投票を行う時点で満18歳以上であり、都の区域内に住所を有する都民になります。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
24	共同提案者の大学との研究費のやりとりはどのような形式を取るのか。	研究調査の経費の支援につきましては、都と代表者となる研究者の所属する大学との間で協定を結ぶ予定であり、研究調査の経費についてもその大学に支援することを想定しています。 その場合、共同研究者への経費については、各大学間で調整してください。
25	企業の参画について、企業が持っている情報を使って調査を行い（その情報に助成金を使用することはなく、企業が情報を提供してくれるもの）、それに基づいて東京都と事業を行うことを考えている。この場合の企業の協力は認められるか。	企業から研究に対する資金提供を受ける場合など、都の行政課題の解決に制約を受ける研究調査に対しては、都から支援を行うことはできませんが、企業が無償で情報提供し、かつ研究調査が都の行政課題の解決に制約を受けない形の協力であれば、提案は可能です。
26	提案企画書（様式4）の「2 提案事業の内容」の「（2）事業実施における役割分担」の「③その他の関係団体等が実施する内容」とあるが、関係団体等に企業が含まれることは問題ないか。	企業から研究に対する資金提供を受ける場合など、都の行政課題の解決に制約を受ける研究調査に対しては、都から支援を行うことはできませんが、そうでない場合には、提案は可能です。
27	提案企画書（様式4）の「2 提案事業の内容」の「（2）事業実施における役割分担」の「③その他の関係団体等が実施する内容」とあるが、関係団体等に企業が含まれる場合、企業等の要件はあるのか（都内に事業所等がある、日本法人がある等）。	関係団体等に企業を含む場合、企業等の要件は設けていません。
28	対象分野の中で特に重視したい分野や事項はあるか。 （公開されている～2020年に向けた実行プラン～でも、東京オリンピック・パラリンピック開催について言及されていますが、このことを踏まえた事業提案が特に望ましい、などの前提・条件等もありましたらご教示ください）	対象分野に軽重はなく、各分野で様々なご提案をお待ちしています。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
29	主にインターネット等を活用した都民投票とあるが、インターネットを使用できない都民への案内や投票方法はどのように行う予定か。	インターネットでの周知と併せて都庁内の都民情報ルームでも情報を公開するとともに、インターネットを使用できない方については郵送やFAXでも投票を受け付ける予定です。
30	有識者、都民等からの事業提案に対する評価（総得票数や意見等）は提案主体である大学や研究代表者には開示されるのか。	有識者等による審査の結果や都民による投票の結果、知事による採択案の決定の結果についてはご連絡する予定です。
31	当該事業募集へ申請した提案が不採択になった場合、同様または類似した事業や研究活動を他の助成制度への申請や、大学、連携主体（企業や他大学等）と合同出資等で行うことは可能か。	当該制度へ申請した提案が不採択になった場合、他の助成制度への申請や、他大学・企業等の合同出資による実施は可能です。
32	提案する事業では、円滑な事業推進を目的に、その他の関係団体へ業務委託することを計画していますが、可能でしょうか？	大学・研究者が実施する研究調査の委託は可能です。また、都が実施する連携事業を委託する場合、委託先は都が選定することとなりますので、それも含めて提案書を作成していただければと存じます。
33	総事業費の算定に、どの程度、補助金を想定してよいのか。	総事業費に上限はありませんが、研究調査と連携調整に係る都の支援の上限額は3千万円、連携事業は単年度上限2億円となっております。
34	過去の国等や企業との共同研究成果を利用して、事業を実施する提案の場合、これは応募対象外となる事項の①、③に該当するのでしょうか？ 過去の成果は該当しないとしても、成果物を購入して利用する場合、このような事業は応募の対象外となる事項の④に該当するのでしょうか？	いずれも、対象外にはなりません。対象外となるのは、本制度で支援する研究調査に対して、国や企業等から資金提供を受けている場合を想定しています。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
35	現在、国等や企業と実施している共同研究成果を利用して事業を実施する提案の場合、このような事業は応募の対象外となる事項の①、③に該当するのでしょうか？	その研究の成果を活かして、連携事業を実施するということであれば、提案の対象となりえます。
36	本事業を実施するために新たに機器の開発を行う場合、機器を作成してもらう都合上、いずれかの企業と共同で実施する必要があります。このような機器開発を含む場合は応募の対象外となるのでしょうか？また、どのような方法であれば、応募対象外とならないのか、教えてください。	応募の対象外となる事項として「商品・役務の開発・販売等や大型研究装置等の制作を直接の目的とするもの」という規定がございますので、これに該当すると認められるものは対象外となります。本制度では、既存の研究成果等を活かした連携事業の実施を目的としており、新たな機器を一から開発することは想定しておりません。
37	提案する事業が採用された場合、提案する事業を利用することのできる人は利益を受けることとなります。このような事業は応募の対象外となる事項の④に該当するのでしょうか？	提案事業を実施することにより、都民にその利益を還元することが目的ですので、事業の成果として、広く都民に利益が及ぶような提案は応募の対象となります。製品の売り込みのような、特定の個人・団体のみが利益を享受するようなものが、④に該当すると考えております。
38	提案する事業が採用された場合、事業を実施するための業務を受託する業者は何らかの利益を上げることが想定されます。このような事業は応募の対象外となる事項の④に該当するのでしょうか？	連携事業の実施主体は東京都であり、事業実施の手法として、委託がふさわしいと認められるものであれば、委託の形式をとることはあり得ます。
39	提案者の要件に「都内に本部が所在する大学に雇用されている研究者」とあるが、客員研究員等、大学で研究活動を行っているが雇用関係のない研究者は提案できないのでしょうか？	大学で研究活動を行っている関係性が書面で確認でき、かつ、大学から推薦を受けた場合には提案可能です。